

食育実践地域活動支援事業交付要領

(趣旨)

第1 知事は、食育の推進のため、和歌山県食育推進事業補助金実施要綱(以下「実施要綱」という。)第2の(1)に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則(昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。)によるほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象経費、補助率及び補助金の額)

第2 補助事業における補助対象経費、補助率及び補助限度額については、次の表のとおりとする。なお、農業協同組合に対する補助金の上限額は、本店及び各地域本部ごとに適用する。

補助対象経費	補助率及び補助限度額
事業に要する経費	補助率は1/2以内とし、補助限度額は50万円とする。

(交付申請)

第3 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式及び提出期限は、次の表のとおりとする。

書類	様式	提出期限
事業計画書	別記第1号様式	別に知事が定める日
収支予算書	別記第2号様式	

2 前項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計金額に補助金の額を補助対象経費で除して得た割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(交付条件)

第4 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次のいずれかに該当する場合は、速やかに知事の承認を受けること。

ア 補助事業の内容を変更する場合。

イ 補助事業に要する経費の配分の変更(当該補助対象事業費の20%以下の増減を除く。)をする場合。

ウ 補助事業を中止又は廃止する場合。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(3) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないため、消費税及び地方消費税相当額を含めて申請した事業実施主体は、次の条件に従うこと。

ア 実績報告を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金から減額して報告すること。

イ 実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額(実績報告においてアにより減じた額を上回る部分の金額)を別記第3号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けたときは、これを返還すること。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後にお

いても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

- (5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらを補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならないこと。

(変更交付申請)

第5 第4の(1)の規定により補助金の変更交付を申請しようとする場合には、変更交付申請書（別記第4号様式）に変更事業計画書（別記第1号様式）及び変更収支予算書（別記第2号様式）を添付して知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第6 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付する書類の様式及び提出期限は、次の表のとおりとする。

書類	様式	提出期限
事業実績書	別記第 5 号様式	事業完了後 1 ヶ月以内又は事業実施翌年度の 4 月 10 日までのいずれか早い日
収支精算書	別記第 2 号様式	

(書類の経由)

第7 規則又はこの要領に基づき提出する書類は、原則として事業実施主体の所在地を管轄する振興局を経由しなければならない。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 3 月 19 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。